

.平成29年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

~~(1番) 宮原 清人~~

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

4. 欠席委員(1人)

欠席委員: 1番(宮原 清人)

5. 議事日程

日程第1 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

日程第2 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
承認について

日程第3 議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用
地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。2名の空席も埋まり、全員揃いましたので、今後ともよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、(1番)委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成29年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が55案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>はじめに、議案第41号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。番号1、大字川辺字中溝、田3筆の4,028㎡です。砂利採取に伴う一時転用での賃貸借になります。貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。許可日より一年間で申請されております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告お願ひします。</p>

2 番委員	農道に砂利等を敷設して、鉄板の補強をして通行するとのことで何ら問題はないと思われます。
議長	ただいま、事務局からの説明及び2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 地区推進委員も意見はありませんか。
推進委員	村の建設課の農道使用許可と、土地改良区の水路の使用許可も得ていますので問題ないと思われます。
議長	他に意見はございませんか。 意見なしの声
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	次に、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字深水字平、畑1筆530㎡です。親子間の所有権移転になります。譲渡人、譲受人は議案に記載されているとおりです。個人住宅での申請になります。以上です。
議長	引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。
4 番委員	9月28日に深水地区推進委員と、譲渡人とお会いしましてまた、現地も見てきました。前回の申請時には700㎡で許可が下りなかったもので、分筆をされました。以上です。
議長	ただいま、事務局の説明及び4番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。 地区推進委員も意見はありませんか。 (意見なしの声)

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第42号 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第42号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。</p> <p>番号1、大字川辺字石坂鍋野及び大字深水字植竹、畑2筆1,039㎡です。貸借の再設定で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり6,000円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番、3番は関連につき一括して事務局の説明をお願いします。なお、推進委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議</p>

事務局	<p>開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(地区推進委員退席)</p> <p>番号2、大字柳瀬字吉ノ尾、田4筆5,982㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり玄米90kgです。番号3、番号2の転貸で、利用権の設定をする者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は、10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>○ 次に、4番から7番については、農業公社の関連につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字別府原、田1筆2,804㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号5、大字川辺字中高原及び岩坂、畑3筆1,727㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号6、大字川辺字上高原、畑2筆3,430㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとお</p>

議長	<p>りです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号7、大字川辺字城ノ平、畑3筆の2,163㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、4番から7番まで事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番についてですが、2番委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(2番委員退席)</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字上高原及び赤坂及び堀内及び城ノ上、畑6筆の9,148㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p> <p>次に、10番から25番まで関連につき、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字川辺字中高原、畑1筆の1,852㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号11、大字川辺字上高原、畑1筆の2,110㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号12、大字川辺字上高原及び中高原の畑2筆3,408㎡です。使用貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号13、大字川辺字上高原及び赤坂及び城ノ平、畑4筆の4,821㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号14、大字川辺字上高原及び堀内及び城ノ平及び城ノ上、畑13筆の35,753㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号15、大字川辺字中高原、畑1筆の940㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり3,000円です。次に番号16、大字川辺字中高原及び上永坂及び岩坂、畑3筆の5,675㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号17、大字川辺字中高原及び岩坂、畑4筆の5,046㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は備考欄に記載されているとおりです。次に番号18、大字川辺字中高原及び岩坂、畑3筆の4,432㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及</p>

び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号19、大字川辺字赤坂、畑3筆の6,801㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号20、大字川辺字中高原、畑1筆の1,186㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号21、大字川辺字上高原及び岩坂及び赤坂、畑6筆の6,197㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号22、大字川辺字上高原、畑2筆の3,050㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号23、大字川辺字上高原及び堀内、畑5筆の5,544㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号24、大字川辺字上高原、畑2筆の3,039㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号25、大字川辺字上高原及び堀内及び城ノ平及び城ノ上、畑5筆の5,904㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長	<p>次に、26番についてですが、5番委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p>
事務局	<p>番号26、大字川辺字中高原及び高原、4筆の9,288㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は備考欄に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、27番から38番まで関連につき事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号27、大字川辺字中高原、畑5筆の13,003㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号28、大字川辺字上高原及び赤坂、畑3筆の2,919㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号29、大字川辺字上高原、畑1筆の1,974㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定</p>

を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号30、大字川辺字中高原、畑1筆の5,757㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号31、大字川辺字堀内、畑1筆の695㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号32、大字川辺字上高原及び赤坂、畑2筆の965㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号33、大字川辺字中高原及び赤坂及び堀内、畑11筆の10,838㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号34、大字川辺字上高原、畑3筆の5,316㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号35、大字川辺字上高原及び岩坂及び赤坂、畑5筆の6,677㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。次に番号36、大字川辺字上高原、畑2筆の2,904㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号37、大字川辺字上高原及び赤坂及び城ノ上、畑4筆の9,464㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号38、大字川辺字上高原及び赤坂、畑3筆の5,366㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ

議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権移転について、ご説明いたします。番号 1、大字四浦東字久保園、畑 1 筆の 198 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 99,000 円で 10 a に換算しますと 500,000 円になります。以上です。</p>
10番委員	<p>引き続き、本件について私より報告します。5日に現地確認をいたしまして、何ら問題はないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第43号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。</p>

議長	<p>○ それでは、1番についてですが、地区推進委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(地区推進委員退席)</p>
事務局	<p>議案第43号農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字別府原、田1筆2,804㎡です。権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての使用貸借での転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>3番についてですが2番委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番委員退席)</p> <p>番号3、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号4、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>5番から15番は関連につき一括して、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号6、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。次に番号7、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。次に番号8、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。次に番号9、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり</p>

5,000 円です。次に番号10、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり4,699円です。番号11、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。次に番号12、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり3,000円です。以上です。次に番号13、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。次に番号14、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。次に番号15、権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで 農地中間管理機構をとおしての使用貸借の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。

事務局	<p>その他</p> <p>四浦地区の農地パトロールの実施について</p> <p>次回の総会の開催日について 11月10日、(金)曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年10月10日

相良村農業委員会

署名委員 7番 

署名委員 8番 